

提出不要！！

## 【添付書類】

※下記1.または2.の場合、②の件数分この申請書が必要です。(2.の場合、前加入先が出した請求書にて件数をご確認ください)

### 1. 保険証を持参しなかった場合

- ①領収書(原本)
- ②診療(調剤)報酬明細書(レセプト)の写し  
※別紙の「領収(診療)明細書」に医療機関の証明があるときは不要

注意: 診療(調剤)報酬明細書(レセプト)の写しは  
開封せずに提出してください

### 2. 前加入の健康保険証を使用してしまった場合

- ①領収書(原本)・・・前加入先に支払った分
- ②診療(調剤)報酬明細書(レセプト)の写し

### 3. 装具(コルセット)を作った場合

- ①領収書・装具明細書(原本)  
※治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名の記載が必要
- ②医師の意見書
- ③「靴型」装具のみ対象者が装着している写真 ※インソールの場合は不要  
※リスト収載されていない既製品を購入した場合  
領収書に「リスト外」と記載し、加えて基準価格の算出方法による基準価格(上限)等(「A算定式による金額」及び採寸・採型区分、「B算定式による金額」の各金額又は「下限額」)を記載してもらってください。  
**記載がない場合は、支給対象外となります。不明な場合は、装具購入時に発行された領収書先にお問い合わせください。**

### 4. 治療用眼鏡等を作った場合

- (9歳未満(②の証明書の日付を基準)の小児が弱視、斜視および先天性白内障術後の屈折矯正の治療用として作成)
- ①領収書(原本)
  - ②保険医の証明書(保険医の作成指示書、患者の検査結果)  
※領収書に明細記載(品名・数量・単価・金額等)がない場合は、明細記載のあるもの(請求書等)のコピーを添付

### 5. はりきゅう、あんま、マッサージの場合

- ①領収書(原本)
- ②領収(施術)明細書
- ③保険医の施術同意書(初回・継続して治療を受ける時は6か月に一度 再同意が必要)